

消防力の整備指針

市町村においては、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある。

このためには、各種の災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加や救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。

さらに、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図るとともに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の施行等を踏まえた消防としての的確な対応が求められている。

以下の指針は、こうした事情を踏まえて、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものである。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとする。

2 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率(街区(幅員4メートル以上の道路、河川、公園等で囲まれた宅地のうち最小の一団地をいう。以下同じ。))における建築物の建築面積の合計のその街区の面積に対する割合をいう。以下同じ。)がおおむね10パーセント以上の街区の連続した区

域又は2以上の準市街地が相互に近接している区域であつて、その区域内の人口が1万以上のものをいう。

- (2) 準市街地 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10パーセント以上の街区の連続した区域であつて、その区域内の人口が1,000以上1万未満のものをいう。
- (3) 署所 消防署又はその出張所をいう。
- (4) 動力消防ポンプ 消防ポンプ自動車、手引動力ポンプ又は小型動力ポンプをいう。
- (5) 警防要員 火災の警戒及び鎮圧並びに災害の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事する消防吏員をいう。
- (6) 予防要員 火災の予防に従事する消防職員をいう。
- (7) 消防隊 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する消防隊のうち、救助隊及び指揮隊以外のものをいう。
- (8) 救助隊 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）第1条に規定する救助隊をいう。
- (9) 指揮隊 災害現場において指揮活動を行う消防吏員の一隊をいう。
- (10) 救急隊 法第2条第9号に規定する救急業務を行う消防吏員の一隊をいう。

（基本理念）

第3条 市町村は、住民の消防需要に的確に対応するため、次の各号に掲げる事項に配慮しつつ、消防力を整備するものとする。

- (1) 消防職員がその業務を的確に実施するために必要な職務能力を有するとともに、相互に連携した活動を行うことができるようにすること等により、総合的な消防力の向上を図ること。
- (2) 災害の複雑・多様化に対応した警防体制、防火対象物の大規模・複雑化、危険物の多様化等に対応した高度かつ専門的な予防体制及び救急需要の増加等に対応した救急体制その他の適切な消防体制の整備を図ること。
- (3) 災害対応における地域の防災力を高めるため、消防団の充実強化、災害情報の伝達等に必要な資機材の整備等を図るとともに、消防機関、市町村の防災部局、自主防災組織等が相互に連携を深めること。
- (4) 大規模な災害や武力攻撃事態等に対応するため、他の市町村、都道府県及び関係機関と協力しつつ、広域的な対応体制を確保するとともに、住民の避難誘導等を的確に実施すること。

第2章 施設に係る指針

(署所及び市街地に配置する動力消防ポンプの数)

第4条 市街地(次項に規定する積雪寒冷地の市街地を除く。以下本条において同じ。)には、署所を設置するものとし、その数は、別表第1に掲げる市街地の人口について同表に定める数を基準として、地域における、地勢、道路事情、建築物の構造等の事情(以下「諸事情」という。)を勘案した数とする。

2 前項の規定は、積雪寒冷の度のはなはだしい地域(以下「積雪寒冷地」という。)の市街地に設置する署所の数について準用する。この場合において、「別表第1」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、市街地に設置する署所及び市街地の消防団が当該市街地において管理すべき動力消防ポンプの数について準用する。この場合において、第1項中「別表第1」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、積雪寒冷地の市街地に設置する署所及び積雪寒冷地の市街地の消防団が当該積雪寒冷地の市街地において管理すべき動力消防ポンプの数について準用する。この場合において、第1項中「別表第1」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。

(人口30万を超える市街地の署所及び動力消防ポンプの数)

第5条 人口30万を超える市街地(次項に規定する積雪寒冷地の市街地を除く。以下本条において「大市街地」という。)に設置する署所の数は、前条第1項の規定にかかわらず、当該大市街地を人口30万を単位とした地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第1に定める数を合算して得た数を基準として、地域における諸事情を勘案した数とする。この場合において、別表第1中「市街地の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の規定にかかわらず、積雪寒冷地の人口30万を超える市街地(以下本条において「積雪寒冷地の大市街地」という。)に設置する署所の数について準用する。この場合において、「別表第1」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、前条第3項の規定にかかわらず、大市街地に設置する署所及び大市街地の消防団が当該大市街地において管理すべき動力消防ポンプの数について準用する。この場合において、第1項中「別表第1」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。ただし、分割に係る地域の人口が7万未満の場合には、当該地域に係る動力消防ポンプの数は、別表第5に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

4 第1項の規定は、前条第4項の規定にかかわらず、積雪寒冷地の大市街地に設置する署所及び積雪寒冷地の大市街地の消防団が当該積雪寒冷地の大市街地において管理すべき動力消防ポンプの数について準用する。この場合において、第1項中「別表第1」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。ただし、分割に係る地域の人口が7万未満の場合には、当該地域に係る動力消防ポンプの数は、別表第5に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるところとする。

(準市街地に配置する動力消防ポンプの数)

第6条 準市街地には、別表第6に掲げる準市街地の人口について、同表に定める数を基準として、地域における諸事情を勘案した数の動力消防ポンプを配置するものとする。

2 前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。

消防ポンプ自動車 2口

手引動力ポンプ 1口

小型動力ポンプ 1口

3 第1項の規定による動力消防ポンプは、地域の実情に応じて署所又は消防団が管理するものとする。

(市街地に該当しない地域における消防力)

第7条 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

2 市街地及び準市街地に該当しない地域には、当該地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置し、署所又は消防団がこれを管理するものとする。

(旅館等の割合の大きい市街地及び準市街地の特例)

第8条 市街地又は準市街地における消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（以下「令別表」という。）に定める（5）項イの防火対象物の数の当該市街地又は準市街地の人口に対する割合が、他の市街地又は準市街地における割合に比して著しく大きいときは、第4条、第5条及び第6条第1項の規定の適用については、当該市街地又は準市街地の人口に、次の算式により算出された人口を加えた数を当該市街地又は準市街地の人口とみなす。

$$P = (a - 0.64 p) / 31$$

この算式において、P、p及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 加算する人口（小数点1位以下は、切り捨てる。）

p 当該市街地又は準市街地の人口

a 当該市街地又は準市街地における令別表に定める（５）項イの防火対象物の延べ面積の合計の数値（１平方メートル未満は、切り捨てる。）

（はしご自動車又は屈折はしご自動車）

第 9 条 高さ 15メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の火災の鎮圧等のため、一の消防署の管轄区域に中高層建築物の数がおおむね 10 棟以上、又は令別表中（１）項、（４）項、（５）項イ及び（６）項イ等に掲げる防火対象物のうち中高層建築物がおおむね 5 棟以上ある場合には、はしご自動車又は屈折はしご自動車 1 台以上を当該消防署又はその出張所に配置するものとする。ただし、当該消防署の管轄区域が次の各号のいずれにも該当し、かつ、延焼防止のための消防活動に支障のない場合には、この限りでない。

（１）当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物が 90 棟未満であること。

（２）当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物における火災等において、当該消防署に隣接する消防署又はその出張所に配置されたはしご自動車又は屈折はしご自動車が出動から現場での活動の開始まで 30 分未満で完了することができること。

2 前項の規定によるはしご自動車又は屈折はしご自動車は、署所が管理するものとする。

（化学消防車）

第 10 条 危険物の製造所等（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 6 条第 1 項に規定する「製造所等」をいう。以下同じ。）及び原子炉設置事業所等の火災の鎮圧のため、化学消防車（大型化学消防車を含む。以下同じ。）を配置するものとし、その数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村に存する製造所等及び原子炉設置事業所等の数、規模、種類等を勘案した数とする。

（１）法別表第 1 に定める第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（以下「第 4 類危険物の 5 対象施設」という。）の数に応じ左に掲げる台数

イ 第 4 類危険物の 5 対象施設の数が 50 以上 500 未満の場合 1 台

ロ 第 4 類危険物の 5 対象施設の数が 500 以上 1,000 未満の場合

2 台

ハ 第4類危険物の5対象施設の数が1,000以上の場合、2台に1,000を超える第4類危険物の5対象施設の数をおおむね1,000ごとに1台を加算した台数

(2) 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第47条の4に該当するものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱う第4類危険物の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合算して得た数量（以下「第4類危険物の最大貯蔵・取扱量」という。）に応じ、左に掲げる台数（ただし、第4類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量（消防法第9条の4第1項に規定する指定数量をいう。）の6万倍未満の場合において、同一事業所の屋外タンク貯蔵所で第4類の危険物を貯蔵する最大数量が1,000キロリットルを超えるときには1台）

イ 第4類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の6万倍以上240万倍未満の場合 1台

ロ 第4類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の240万倍以上480万倍未満の場合 2台

ハ 第4類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の480万倍以上の場合 3台

(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第1項第1号若しくは第4号に掲げる原子炉を設置している工場若しくは事業所又は同法第44条第2項第2号に規定する再処理施設を設置している工場若しくは事業所の数1以上の場合 1台

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる化学消防車の台数から同号中「第4類危険物の5対象施設」を「第4類危険物の5対象施設（指定数量の倍数が10以上のものに限る。）」と読み替えた場合における同号に掲げる台数を減じて得た台数については、化学消防車に代えて消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものを配置することができる。

3 第1項の規定による化学消防車及び前項の規定による消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものは、署所が管理するものとする。

（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）

第11条 市町村の区域内に、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84

号) 第2条第6号に規定する特定事業所(以下「特定事業所」という。)がある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ1台配置するものとする。ただし、他の市町村からこれらの応援出動を受けることができる場合等には、この限りでない。

2 市町村の区域内に、政令第8条第1項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ2台以上備え付けなければならない特定事業所(特定事業所に政令第8条第2項に規定する送泡設備付きタンクがある場合には、当該特定事業所の当該送泡設備付きタンクに送泡設備がないものとみなしたときに同条第1項の規定により備え付けるべきそれぞれの台数を、当該特定事業所に備え付けなければならないそれぞれの台数とみなす。)があり、かつ、当該市町村が次の各号のいずれにも該当する場合には、前項の規定にかかわらず大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ2台配置するものとする。

(1) 当該市町村の区域内にある石油コンビナート等特別防災区域(石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域をいう。以下同じ。)に係る石油の最大貯蔵・取扱量が400万キロリットル以上であること。

(2) 当該市町村の区域内にある石油コンビナート等特別防災区域を管轄する消防署が2以上あり、かつ、当該消防署のうち、2以上の消防署の管轄区域に、それぞれ常圧蒸留装置の処理能力が1日当たり1万5,898キロリットル以上である特定事業所が1以上あること。

3 前2項の規定により、市町村が配置する大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車は、署所が管理するものとする。

(化学消防車の消防ポンプ自動車への換算)

第12条 前2条の規定により化学消防車を配置する場合には、地域の実情に応じて、化学消防車を消防ポンプ自動車とみなして、第4条第3項若しくは第4項又は第5条第3項若しくは第4項の規定による消防ポンプ自動車の数を減ずることができる。

(泡消火薬剤)

第13条 市町村の区域内の第4類危険物の5対象施設の数、第4類危険物の最大貯蔵・取扱量、原子炉設置事業所等の数、特定事業所の数並びに政令第8条に規定する屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等を勘案し、必要な量の泡消火薬剤を備蓄するものとする。

(消防艇)

第14条 水域に接した地域の火災の鎮圧等のため、消防艇を配置するものとし、その数は次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、地域における諸事情を勘案した数とする。

(1) 水域に接した市街地で消防艇の接岸できる水路（消防ポンプ自動車による火災の鎮圧が可能な市街地に係るものを除く。）の延長が3キロメートルを超え5キロメートル以下の場合に1隻、5キロメートルを超える場合には、おおむね5キロメートルごとに1隻

(2) 市町村の区域内に重要港湾（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾をいう。）等がある場合には、当該重要港湾等における火災の鎮圧等に、必要と認められる隻数

2 前項の規定による消防艇は、署所が管理するものとする。

(救急自動車)

第15条 市町村に配置する救急自動車の数は、人口15万以下の市町村にあつてはおおむね人口3万ごとに1台を基準とし、人口15万を超える市町村にあつては5台に人口15万を超える人口についておおむね人口6万ごとに1台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口及び1世帯当たりの人口、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

2 前項の規定による救急自動車は、署所が管理するものとする。

(救助工作車)

第16条 消防本部及び消防署を置く市町村には、省令第3条に規定する救助隊の配置基準数（同条第2項による増減を行った場合には、当該増減後の配置基準数とする。次項において同じ。）と同数の救助工作車を配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、救助隊の配置基準数から省令第4条に規定する数（同条第2項による増減を行った場合には、当該増減後の数とする。）を控除した数については、救助工作車に代えて、同様の救助器具積載能力を有する第19条に規定する救助工作車以外の消防用自動車等を充て、前項の規定により配置するものとされる救助工作車の台数から減ずることができる。

3 前2項の規定による救助工作車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(指揮車)

第17条 災害現場において指揮活動を行うため、指揮車を配置するものとし、その数は市町村における消防署の数と同数を基準として、地域における諸事情を勘案した数とする。

- 2 前項の規定による指揮車は、消防本部又は署所が管理するものとする。
(特殊車等)

第18条 消防ポンプ自動車、第9条から第11条まで及び前4条の規定によるはしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、消防艇、救急自動車、救助工作車及び指揮車（以下「消防ポンプ自動車等」という。）のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、排煙車、林野火災工作車、防災工作車、後方支援車、航空機等（以下「特殊車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものとする。

- 2 前項の規定による特殊車等は、消防本部又は署所が管理するものとする。
(非常用消防自動車等及び非常用救急自動車)

第19条 救急自動車を除く消防ポンプ自動車等及び特殊車等（以下「消防用自動車等」という。）のほか、水火災等の発生時に交替制により勤務する職員のうち始業の時刻から終業の時刻の間にある者以外の者を動員して水火災等に対処する必要がある場合に当該職員が搭乗するための消防用自動車等及び稼働中の消防用自動車等が故障した場合等における消防用自動車等（以下「非常用消防自動車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものとする。

- 2 第15条第1項の規定による救急自動車のほか、多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急自動車が故障した場合等における予備のための救急自動車（以下「非常用救急自動車」という。）を配置するものとする。

- 3 第1項の規定による非常用消防自動車等及び前項の規定による非常用救急自動車は、消防本部又は署所が管理するものとする。
(NBC災害対応資機材)

第20条 消防本部及び消防署を置く市町村には、当該市町村の人口規模、国際空港等及び原子力施設等の立地その他の地域の実情に応じて、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（以下「NBC災害対応資機材」という。）を配置するものとする。

- 2 前項の規定により、市町村が配置するNBC災害対応資機材は、消防本部又は署所が管理するものとする。
(同報系の防災行政無線設備)

第21条 市町村に、災害時において住民に対する迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うため、同報系の防災行政無線設備を設置するものとする。
(消防専用電話装置)

第22条 消防本部及び署所に、相互の連絡のため、消防専用電話装置を設置するものとする。

(通信装置)

第23条 消防本部及び消防団に、相互の連絡のため、必要な通信装置を設置するものとする。

2 消防団に、分団との連絡のため、必要な通信装置を設置するものとする。

(消防救急無線設備)

第24条 消防本部と消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車の間の連絡並びに消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車の相互の連絡のため、消防本部並びに消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車に、消防救急無線設備を設置するものとする。

(消防本部及び署所の耐震化等)

第25条 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする。

2 消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

(都道府県の防災資機材の備蓄等)

第26条 都道府県は、林野火災、石油コンビナート災害等の広域的な災害又は大規模な災害の拡大を防止するため、防災上必要な資機材及び施設を地域の実情に応じて備蓄し、又は整備するとともに、市町村の求めに応じてこれらを貸与し、又は使用させること等により、市町村の消防力を補完するものとする。

第3章 人員に係る指針

(消防長の責務)

第27条 消防長は、消防に関する知識及び技能の修得のための訓練を受けるとともに、広範で高い識見等を有することにより、その統括する消防本部の有する消防力を十分に発揮させるよう努めるものとする。

(消防職員の職務能力)

第28条 消防職員は、第3条各号に掲げる事項を実施することができるよう、訓練を受けること等を通じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力を備え、その専門性を高めるとともに、複数の業務の知識、技術及び経験を経ることにより、職務能力を総合的に高めるよう努めるものとする。

- (1) 警防要員 水火災又は地震等の災害の防御等に関する知識及び技術を有し、災害現場における警防活動等を的確に行うことができる能力
- (2) 予防要員 防火査察（火災の調査を含む。）及び防火管理、危険物、消防用設備等その他の火災の予防に関する知識及び技術を有し、火災の予防に関する業務等を的確に行うことができる能力
- (3) 救急隊の隊員 救急医学に関する知識並びに傷病者の観察、応急処置等に関する知識及び技術を有し、傷病者の搬送等の活動を的確に行うことができる能力
- (4) 救助隊の隊員 救助資機材等の取扱い及び各種災害における救助技術等に関する知識及び技術を有し、人命救助等の活動を的確に行うことができる能力
(消防ポンプ自動車の搭乗員等)

第29条 消防ポンプ自動車（市街地に該当しない地域に設置した署所に配置するものを除く。）に搭乗する消防隊の隊員の数は、消防ポンプ自動車1台につき5人とする。ただし、当該消防隊が消防活動上必要な隊員相互間の情報を伝達するための資機材を有し、かつ、当該車両にホースを延長する作業の負担を軽減するための資機材又は装置を備えている場合にあつては、当該消防隊の隊員の数を4人とすることができ、2の消防隊が連携して火災の鎮圧等を行うことにより、それぞれの消防隊が別々に火災の鎮圧等を行う場合と同等又はそれ以上の効果が得られる場合にあつては、いずれか一方の消防隊の隊員の数を4人とすることができる。

2 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプを操作する消防隊の隊員の数は、それぞれ1台につき4人とする。

3 はしご自動車、屈折はしご自動車（市街地に該当しない地域に設置した署所に配置するものを除く。）に搭乗する消防隊の隊員の数は、それぞれ1台につき5人とする。ただし、当該車両にはしご操作時の障害監視を軽減するための自動停止装置を有し、かつ、他の消防隊又は救助隊との連携活動が事前に計画されている場合にあつては、当該消防隊の隊員の数を4人とすることができる。

4 化学消防車（市街地に該当しない地域に設置した署所に配置するものを除く。）に搭乗する消防隊の隊員の数は、化学消防車1台につき5人とする。ただし、当該消防隊が消防活動上必要な隊員相互間の情報を伝達するための資機材を有し、かつ、当該車両にホースを延長する作業の負担を軽減するための資機材又

は装置を備えている場合にあつては、当該消防隊の隊員の数を4人とすることができる。

- 5 消防用自動車等のうち第1項、第3項及び前項に規定するもの以外のもの(航空機のうち救急業務に用いる航空機(以下「救急用航空機」という。)及び救助工作車を除く。)に搭乗する消防隊の隊員の数は、それぞれの機能を十分に発揮できると認められる数とする。
- 6 第1項の規定による消防隊の隊員のうち、1人は、消防本部及び署所にあつては、消防司令補又は消防士長とし、消防団にあつては、部長又は班長とするものとする。
- 7 第2項の規定による消防隊の隊員のうち、1人は、班長とするものとする。
- 8 第3項及び第4項の規定による消防隊の隊員のうち、1人は、消防司令補又は消防士長とするものとする。

(救急隊の隊員)

第30条 救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急自動車1台につき3人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であつて、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗しているときは、救急自動車1台につき2人とすることができる。

- 2 救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急用航空機1機につき2人とする。
- 3 第1項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人は、消防司令補又は消防士長とするものとする。
- 4 第1項の規定による救急自動車及び第2項の規定による救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人以上は、救急救命士法(平成3年法律第36号)第3条に基づき救急救命士の免許を受けている者とするものとする。

(救助隊の隊員等)

第31条 救助工作車に搭乗する救助隊の隊員の数は、救助工作車1台につき5人とする。

- 2 前項の規定による救助工作車に搭乗する救助隊の隊員のうち、1人は、消防司令補又は消防士長とするものとする。
- 3 人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては、前2項の規定による救助隊の隊員に加えて、消防本部若しくは署所又は消防団に地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員を配置するものとする。

(指揮隊の隊員)

第32条 指揮車に搭乗する指揮隊の隊員の数は、指揮車1台につき3人以上とする。ただし、災害が発生した場合に多数の人命が危険にさらされ、又は消防活動上の困難が発生するおそれが大きい百貨店、地下街、大規模な危険物の製造所等その他の特殊な施設等が管轄区域に存する消防署に配置する指揮車に搭乗する指揮隊の隊員の数は、指揮車1台につき4人以上とする。

2 前項の規定による指揮車に搭乗する指揮隊の隊員のうち、1人は、消防司令長又は消防司令とする。

(通信員)

第33条 消防本部及び消防署に、常時、通信員を配置するものとする。

2 消防本部に配置する通信員の総数は、おおむね人口10万ごとに5人とし、そのうち、常時、通信指令管制業務に従事する職員の数は、2人以上とする。ただし、通信施設の機能等により、効率的な対応が可能な場合にあっては、当該通信員の総数を減ずることができる。

(消防本部及び署所の予防要員)

第34条 消防本部及び署所における予防要員の数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村の人口、少量危険物の施設の数及び種類等、市町村における消防法第7条に基づく消防長又は消防署長の同意の件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数、石油コンビナート等特別防災区域の有無並びに火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とする。

(1) 市町村に存する特定防火対象物(法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。)の数に680分の10を乗じて得た数

(2) 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に2,300分の2を乗じて得た数

(3) 市町村に存する一戸建ての住宅の数に17,000分の3を乗じて得た数

(4) 市町村に設置されている別表第7に掲げる危険物の製造所等の区分に応じた製造所等の数に、同表に定める補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計を150で除して得た数

2 前項の場合において、同項第1号、第2号及び第4号に定める数に相当する要員の数は、2人以上とする。

3 消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署

の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を1人以上配置するものとする。

(兼務の基準)

第35条 消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車及び救急自動車を配置した署所の管轄区域において、当該救急自動車の出動中に火災が発生する頻度がおおむね2年に1回以下であり、当該救急自動車が出動中であっても当該署所ごとに消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車の速やかな出動に必要な消防隊の隊員を確保でき、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねることができる。

2 消防ポンプ自動車（第12条の規定により消防ポンプ自動車とみなされる化学消防車を含む。以下この項において同じ。）及び救急自動車を配置した都市部の署所の管轄区域において当該救急自動車の出動中に火災が発生した場合において、当該署所と管轄区域が隣接する署所（以下この項において「隣接署所」という。）に配置された消防ポンプ自動車の出動によって延焼防止のための消防活動を支障なく行うことができ、当該署所の消防ポンプ自動車及び救急自動車の出動状況等を隣接署所において常時把握することができる体制を有し、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねることができる。

3 前条の規定にかかわらず、同条第1項第3号に定める数に相当する要員の数については、交替制により勤務する職員をもって充てることができる。この場合において、当該職員は、警防、救急等の業務に従事することができる。

(消防本部及び署所の消防職員の総数)

第36条 消防本部及び署所における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

(1) 消防本部及び署所の管理する消防ポンプ自動車等及び特殊車等を常時運用するために必要な消防隊、救急隊及び救助隊の隊員の数（ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のう

ち複数のものについて、災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに、一の消防隊が搭乗することをあらかじめ定めている場合にあっては、当該複数のものそれぞれを常時運用するとした場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。)

- (2) 第31条第3項に規定する救助のための要員の数
 - (3) 第32条第1項に規定する指揮隊の隊員の数
 - (4) 第33条に規定する通信員の数
 - (5) 第34条第1項に規定する予防要員の数
 - (6) 消防本部及び署所の庶務の処理等のために必要な人員の数
- 2 前項の規定により人員の総数を計算する場合においては、前条第1項及び第2項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねる場合にあっては、前項第1号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊の隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗する消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第3項の規定により予防要員について第34条第1項第3号に定める数に相当する要員の数を交替制により勤務する職員をもって充てる場合にあっては、前項第5号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から第34条第1項第3号に定める数に相当する要員の数を除いた数」と読み替えるものとする。

(消防団の設置)

第37条 消防団は、1市町村に1団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、この限りでない。

(消防団の業務及び人員の総数)

第38条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火災の鎮圧に関する業務
- (2) 火災の予防及び警戒に関する業務
- (3) 救助に関する業務
- (4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務
- (5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務
- (6) 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務
- (7) 消防団の庶務の処理等の業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

- 2 消防団における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数とする。
- (1) 消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに、第29条第1項及び第2項に規定する消防隊の隊員の数
- (2) 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として、消防団の管轄区域の小学校区内の可住地面積を0.06平方キロメートルで除して得た数に1.1を乗じ、地震、風水害その他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数を加えた数
- 3 前項の場合において、同項第2号に規定する0.06平方キロメートルについては、人口密度、地域における諸事情等を勘案して増減させることができる。
(副団長等)

第39条 消防団に、指揮活動を行うため、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長を配置することができる。

別表第1 (第4条第1項関係)

市街地の人口(万人)	署所の数
1	1
2	1
3	1
4	2
5	2
6	2
7	3
8	3
9	3
10	3
11	4
12	4
13	4
14	4
15	5

1 6	5
1 7	5
1 8	5
1 9	6
2 0	6
2 1	6
2 2	6
2 3	7
2 4	7
2 5	7
2 6	8
2 7	8
2 8	8
2 9	8
3 0	9

備考

市街地の人口については、当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による。

別表第2（第4条第2項関係）

市街地の人口（万人）	署所の数
1	1
2	1
3	1
4	2
5	2
6	2
7	3

8	3
9	3
10	4
11	4
12	4
13	5
14	5
15	5
16	5
17	6
18	6
19	6
20	7
21	7
22	7
23	8
24	8
25	8
26	9
27	9
28	9
29	10
30	10

備考

市街地の人口については、当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による。

別表第3（第4条第3項関係）

市街地の人口 (万人)	署所の管理する動力消防ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
1	消防ポンプ自動車 2 台	消防ポンプ自動車 3 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 1 口
2	消防ポンプ自動車 2 台	消防ポンプ自動車 3 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 2 口
3	消防ポンプ自動車 3 台	消防ポンプ自動車 2 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 3 口
4	消防ポンプ自動車 4 台	消防ポンプ自動車 1 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 4 口
5	消防ポンプ自動車 4 台	消防ポンプ自動車 1 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 5 口
6	消防ポンプ自動車 5 台	消防ポンプ自動車 1 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 6 口
7	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 7 口
8	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 7 口
9	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 7 口
10	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 8 口
11	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 9 口
12	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 10 口
13	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 10 口
14	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 11 口
15	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 11 口
16	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 12 口
17	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 12 口
18	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 13 口
19	消防ポンプ自動車 9 台	動力消防ポンプ 14 口

20	消防ポンプ自動車9台	動力消防ポンプ15口
21	消防ポンプ自動車10台	動力消防ポンプ15口
22	消防ポンプ自動車10台	動力消防ポンプ16口
23	消防ポンプ自動車10台	動力消防ポンプ17口
24	消防ポンプ自動車11台	動力消防ポンプ17口
25	消防ポンプ自動車11台	動力消防ポンプ18口
26	消防ポンプ自動車12台	動力消防ポンプ19口
27	消防ポンプ自動車12台	動力消防ポンプ20口
28	消防ポンプ自動車13台	動力消防ポンプ20口
29	消防ポンプ自動車13台	動力消防ポンプ21口
30	消防ポンプ自動車14台	動力消防ポンプ21口

備考

- (1) 市街地の人口については、当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による。
- (2) 市街地の人口が7万以上の場合において消防団の管理する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第6条第2項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する消防団の管理する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

別表第4（第4条第4項関係）

市街地の人口 (万人)	署所の管理する動力消防ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
1	消防ポンプ自動車2台	消防ポンプ自動車3台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ2口
2	消防ポンプ自動車2台	消防ポンプ自動車3台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ3口
3	消防ポンプ自動車3台	消防ポンプ自動車2台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ4口
4	消防ポンプ自動車4台	消防ポンプ自動車1台

		手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 5 口
5	消防ポンプ自動車 4 台	消防ポンプ自動車 1 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 6 口
6	消防ポンプ自動車 5 台	消防ポンプ自動車 1 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 7 口
7	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 8 口
8	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 8 口
9	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 9 口
1 0	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 9 口
1 1	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 1 0 口
1 2	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 1 1 口
1 3	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 1 2 口
1 4	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 1 2 口
1 5	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 1 3 口
1 6	消防ポンプ自動車 9 台	動力消防ポンプ 1 3 口
1 7	消防ポンプ自動車 9 台	動力消防ポンプ 1 4 口
1 8	消防ポンプ自動車 1 0 台	動力消防ポンプ 1 5 口
1 9	消防ポンプ自動車 1 0 台	動力消防ポンプ 1 6 口
2 0	消防ポンプ自動車 1 1 台	動力消防ポンプ 1 7 口
2 1	消防ポンプ自動車 1 1 台	動力消防ポンプ 1 8 口
2 2	消防ポンプ自動車 1 2 台	動力消防ポンプ 1 8 口
2 3	消防ポンプ自動車 1 2 台	動力消防ポンプ 1 9 口
2 4	消防ポンプ自動車 1 3 台	動力消防ポンプ 2 0 口
2 5	消防ポンプ自動車 1 3 台	動力消防ポンプ 2 1 口
2 6	消防ポンプ自動車 1 4 台	動力消防ポンプ 2 2 口
2 7	消防ポンプ自動車 1 4 台	動力消防ポンプ 2 3 口
2 8	消防ポンプ自動車 1 5 台	動力消防ポンプ 2 3 口

29	消防ポンプ自動車15台	動力消防ポンプ24口
30	消防ポンプ自動車16台	動力消防ポンプ25口

備考

- (1) 市街地の人口については、当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による。
- (2) 市街地の人口が7万以上の場合において消防団の管理する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第6条第2項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する消防団の管理する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

別表第5（第5条関係）

分割に係る地域の人口（万人）	署所の管理する動力消防ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
1	消防ポンプ自動車1台	動力消防ポンプ1口
2	消防ポンプ自動車1台	動力消防ポンプ2口
3	消防ポンプ自動車2台	動力消防ポンプ3口
4	消防ポンプ自動車3台	動力消防ポンプ4口
5	消防ポンプ自動車3台	動力消防ポンプ5口
6	消防ポンプ自動車4台	動力消防ポンプ6口

備考

- (1) 市街地の人口については、当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による。
- (2) 消防団の管理する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第6条第2項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する消防団の管理する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

別表第6（第6条関係）

準市街地の人口（人）	準市街地に配置する動力消防ポンプの数
1,000以上3,000未満	動力消防ポンプ4口
3,000以上5,000未満	動力消防ポンプ6口
5,000以上10,000未満	動力消防ポンプ8口

備考

準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第6条第2項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する準市街地に配置する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

別表第7（第34条第1項第4号関係）

危険物の製造所等の区分	補正係数
予防規程を定めなければならない製造所等（給油取扱所を除く。）	1.8
製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（予防規程を定めなければならない製造所等を除く。）	1.0
地下タンク貯蔵所及び給油取扱所	0.9
屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び販売取扱所	0.7